

第 3 5 号 議案

足立区テレビジョン放送の受信障害の解消に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区テレビジョン放送の受信障害の解消に関する条例の一部
を改正する条例

足立区テレビジョン放送の受信障害の解消に関する条例（平成 8 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「又はこの条例による受信障害対策が実施された場合の受益の程度」を削る。

第 4 条を次のように改める。

（区長の責務）

第 4 条 区長は、新たな建築物等の建築に伴う受信障害の予防に努めるとともに、受信障害が生じたときは、建築主等に対し必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

第 5 条から第 1 0 条までを削り、第 1 1 条を第 5 条とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の足立区テレビジョン放送の受信障害の解消に関する条例第 6 条の規定によりされた実施機関への委託については、この条例による改正後の足立区テレビジョン放送の受信障害の解消に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

実施機関に委託して行う受信障害対策制度を廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。